

様式1

準備書面(3)

令和7年4月11日

主任審理官

三村 義幸 殿

審査請求人

郵便番号 284-0003

住所 千葉県四街道市鹿渡 827-16

電話番号 09079057388

氏名 間 幸久

審査請求人代理人

郵便番号

住所

電話番号

氏名

電波監理審議会の審理における準備書面(3)を提出します。

なお、審理の期日に行う陳述の要旨は、下記のとおりです。

記

1 当事者の特定について

1.1 社会活動において発生する個人(団体を含む)間の紛争は、当事者間の合意に依るのが最も望ましい解決である。

1.2 それが叶わない場合には、民事訴訟事件裁判という司法制度が用意されている。ただし、解決方法は判決が唯一最善のそれではなく、和解による紛争解消が最も能率的・平和的であるので、これが推奨される。事実、裁判所においては仲裁・斡旋を経て和解に至るように多数の職員を配置し、その効果を上げている。行政不服審査法第27条が審査請求の取下げ規定を設けているのは、裁決以外の解決手段に対応しているものと解することができる。

近年では、簡素な解決手段である消費者センターなどのADRの有用性が認められている。

何れの解決手段においても、当事者が真摯に相互の主張を理解すること、つまり当事者による対話・合意の追求が重要である。

1.3 審理会は、行政不服審査法第96条の2の規定に基づく一審代替である。そこでは、

社会正義に基づき国家が処罰する刑事事件裁判と異なり、当事者間の紛争解決が目的であるので、当事者が直接に自己の主張をしなければ意味を為さない。

- 1.4 上記のとおり事情から、本件処分を行った関東総合通信局長が当事者の位置にあるのは疑うべくもない。
- 1.5 審理官にあっては、電波法第93条第2項に規定される意見書の提出だけでなく、当事者の和解に向けての仲裁・斡旋を行うことが否定されているとは断じられない。後段を行うには、当事者の面接・協議・同意が必要である。
- 1.6 処分庁としての当事者である関東総合通信局長の立場を、電波法第104条の3第2項の規定により処分権を委任した総務大臣が代行することは認められない。

2 審理会の所掌範囲について

- 2.1 電波法第7章の規定は、異なる行政機関相互間の意思不統一を解消することを想定していない。仮にそのような事案があれば、それを行政分野内で解消すべきであり准司法機関である電波監理審議会の場に持ち込むべきではない。その場合には、電波法第85条の受理の概念を適用して、当該審査請求を却下することとなる。
- 2.2 総務大臣は、その「準備書面(1) 第2 審査請求の理由に対する認否 2 審査請求人準備書面(1)について」において、「3.1.3 併せて」以下の陳述については否認ないし争うとしている。争いの対象は、関東総合通信局が「運用可」とする意思表示をしていることを指しているのである。つまり、総務大臣と関東総合通信局長の間には、申請者の免許の有効性について行政方針の不一致がある。
- 2.3 この形で現れている上級庁と下級庁の衝突を解消することは、審理会の本来の任務ではなく、審理会はその権限・義務を有しないことを明確にしなければならない。行政機関内の意思不統一を解消するのは、第一義的には行政機関の責任であり、具体的には総務大臣が人事を刷新する手段・裁判所の許可を得て行政代執行を行う手法・行政事件訴訟を提起する道が用意されている。総務大臣は、先ず行政内の矛盾を解消すべきであり、司法分野への参加は時期尚早である。

なお、国の機関が免許人として電波法が適用される場合の審査請求については、内閣が調整機能を果たすべきである。(総務大臣代理の見解に対しての意見)
- 2.4 前記2.2のとおり行政方針が一致しないので、総務大臣は利害関係者としての審理への参加を控えるべきである。

3 総務省の圧力について

- 3.1 総務大臣は、電波法第85条の規定に基づき、本件審査請求を却下することなく電波監理審議会に付議した。電波法第86条の規定に基づき審理は既に開始されている。
- 3.2 この事実の下で、総務大臣はその「準備書面(1)の第4 本件審査請求が却下されるべき理由 1 不適法な申請」において、審査請求を却下するように求めた。
- 3.3 審査庁である総務大臣が審理会において特定の陳述をすることは、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則第8条に規定する審理官の公正義務を全う

させなくする、地位による圧力である。

3.4 審理官は、電波監理委員会の公正性を守るために、断固として上記陳述を撤回させるべきである。

4 審理会の出直しについて

4.1 上記のとおり、現に進行している審理会は行政不服審査法及び電波法第7章が規定する行政訴訟の基本原則に沿わない違法なものである。

4.2 電波法第88条第2項は、「知っている利害関係者」に対して審理官が審理開始を通知するように定めている。審査請求書に明記したとおり、関東総合通信局長が知っている利害関係者に相当する。

しかしながら、過去において、関東総合通信局長に宛てた審理開始通知書が発送された確証がないところである。この審理官の不作为は、一方の当事者である処分庁の陳述権を行使させなくする不公平な主宰である。

4.3 以上に述べたとおりの理由により、現在の審理会の進行は不当であるので、これを一旦停止し、改めて出直し審理会を開始すべきであると主張する。

4.4 審理会の本来の構成(キャスティング)は、次表のように概括できると考える。

令和 6 年 8 月 27 日付け付議第 1 号事件 審理会の構成表

審査関係者	官職・氏名および所属		任命者または指名者	根拠法令	役割および作用
審査庁	大臣 村上誠一郎	総務省	内閣総理大臣	法 85	付議または却下
				法 93 の 5	処分の執行停止
				法 94	裁決
電波監理審議会	会長 笹瀬巖 他	総務省	総務大臣	法 99 の 3-1	公正な判断
				法 93 の 4	裁決案を議決
審理官	(主任) 三村義幸	電波監理審議会	電波監理審議会会長	法 87	審理を主宰
	(補佐)	電波監理審議会		聴則 2-2	主任審理官を補佐・代行
				法 88-1	審理開始を通知
				法 88-2	処分庁に通知
				法 93-1、-2、-3	調書・意見書の作成と閲覧
審査請求人	免許人 間幸久	なし	本人	法 83	当事者 (原告)
同上代理人	なし	なし	審査請求人	法 90-3	同上を代理
処分庁 (知れている利害関係者)	局長 高地圭輔	関東総合通信局	総務大臣	法 104 の 3-2 施則 51 の 15-1	当事者 (被告)
同上代理人			関東総合通信局長	法 90-1	同上を代理
指定職員				法 90-2	処分庁 (被告) の弁護人
参考人	陸上第三課長 某	関東総合通信局	審理官	法 92 の 2	陳述

次葉へ続く

審査関係者	官職・氏名および所属		任命者または指名者	根拠法令	役割および作用
参加人 (利害関係者)	(本)		審理官	法 89-1、-2	審理に参加
	(代)			法 90-1、-3	同上を代理
	(本)			法 89-1、-2	審理に参加
	(代)			法 90-1、-3	同上を代理
	(本)			法 89-1、-2	審理に参加
	(代)			法 90-1、-3	同上を代理
	(本)			法 89-1、-2	審理に参加
	(代)			法 90-1、-3	同上を代理
	(本)			法 89-1、-2	審理に参加
	(代)			法 90-1、-3	同上を代理
	(本)			法 89-1、-2	審理に参加
	(代)			法 90-1、-3	同上を代理
	(本)			法 89-1、-2	審理に参加
	(代)			法 90-1、-3	同上を代理
	(本)			法 89-1、-2	審理に参加
	(代)			法 90-1、-3	同上を代理

空欄は、現時点で選任されていないことを示す。